



銚田市立幼稚園利用手続きについて

銚田市立幼稚園への申込から入園までの流れは、以下のとおりとなります。

①入園申込

ご希望の幼稚園窓口に、以下の書類を提出してください。

<申込者全員>

- ・施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書
- ・令和2年度銚田市立幼稚園入園応募用紙
- ・通園バス申込書（希望者のみ）

<平成31年1月1日現在銚田市に住民登録がない方のみ>

- ・令和元年度課税証明書または非課税証明書（両親分）

<申込時に銚田市に住民登録がなく入園までに市内に転入する方のみ>

- ・令和元年度課税証明書または非課税証明書（両親分）
- ・現住所の確認できる書類
（免許証の写し、保険証の写しなど家族全員分）
- ・確約書

<入園決定について>

申込人数が定員を超えた場合には、抽選となる場合があります。

申込人数が定員に満たない場合は、入園内定の扱いとなりますので、②体験入園にご参加下さい。

正式な入園許可通知等は2月の入園説明会時に配布します。

（裏面へ続く）

②体験入園（1月）

各幼稚園において、新規入園のお子様を対象に体験入園を実施します。
在園児との交流遊びや面談が行われます。

③入園説明会（2月）

各幼稚園において、入園説明会があります。
入園準備品等の説明や入園許可証等関係書類を配付します。

④入園式（4月8日予定）

各幼稚園において、入園式が行われます。

■施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定について■

平成27年度に子ども・子育て支援法が施行され、幼稚園や保育所を利用する際は、住所地の市町村から、保育の必要性に応じた「認定」を受けることが必要になりました。

「認定」の区分は下記の3種類で、幼稚園を利用する場合には「1号」の認定が必要です。認定申請書をご提出いただいた後、認定証を交付します。

保育の必要性等に変更がある場合（保育所に変更等）は、認定を変更する手続きが必要になります。

[支給認定の種類]

年齢	保育の必要性	支給認定区分	利用時間	利用先
満3歳以上	教育を希望	1号認定 (教育認定)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
満3歳以上	保育の必要な事由 に該当し、保育所等 での保育を希望	2号認定 (保育認定)	保育短時間	保育所(園) 認定こども園等
満3歳未満		3号認定 (保育認定)	保育標準時間	

※ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください

銚田市教育委員会 教育総務課庶務係 TEL0291-37-4340